白石町立中学校における部活動検討委員会の設置に関する要綱

令和 ２ 年 ４ 月 １ 日
教育委員会訓令第１２号

（設置）
第１条　白石町立中学校における、今後の部活動の在り方について協議を行うため、白石町立中学校における部活動検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　委員会は、次の各号に掲げる方策について協議する。
（１）　白石町立中学校の部活動の適正化に関すること
（２）　白石町立中学校と地域との連携に関すること

（構成）
第３条　委員会は、次の各号に掲げる者のうちから白石町教育委員会教育長が委嘱した委員をもって構成する。
（１）　学校における管理職
（２）　学校における部活動担当者
（３）　部活動指導員
（４）　教育委員会関係者
（５）　部活動に関する有識者
２　前項各号に掲げるもの以外で、委員として相応しいと判断される者については、その委嘱を認めるものとする。

（役員）
第４条　委員会に、次の役員を置く。
（１）　委員長　　１名
（２）　副委員長　若干名
２　委員長は、委員の互選によってこれを定める。
３　副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

（職務）
第５条　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した順序により、その職務を代行する。

（任期）
第６条　委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度末までとする。ただし、学校及び教育委員会から選任された委員等が就任時における所属機関又は役職等を離れた場合、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

（会議）
第７条　委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

（議長）
第８条　委員会の議長は、委員長をもって充てる。

（事務局）
第９条　委員会の事務を処理するため、白石町教育委員会学校教育課内に事務局を置く。

（その他）
第１０条　各学校においては部活動の適正化を推進するための検討委員会を設置し、適正化へ向けた取組を進めるものとする。

第１１条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。